

地方公営企業会計制度改正の概要

H25.7.29
下水道河川部下水道財務課

1 制度改正の背景
 民間の企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されているなか、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がなされていない。
 他企業との相互比較を分かりやすくするため、企業会計基準との整合を図る必要性が高まっている。
 そこで、地方公営企業の特性を考慮しつつ、現行の企業会計基準の考え方を最大限取り入れる形での制度改正を行う。

2 制度改正の時期
 平成26年度予算から改正後の制度への移行が必要となる。
 そのため、現在は変更となる項目についての方針決定及び事務処理手順の確認作業を行っている。

3 主な改正内容

- ・ 企業債(建設事業債)を資本から負債へ移動
- ・ みなし償却制度(国庫補助金等で取得した部分を減価償却しなくても良い制度)の廃止
 これに伴い当該国庫補助金等を減価償却に併せて収益化
- ・ 退職給付引当金の義務化及び他の引当金の適切な計上
- ・ キャッシュフロー計算書の作成

4 財務諸表への影響

① 損益計算書

移行前		移行後	
(収益)	(費用)	(収益)	(費用)
営業収益	営業費用	営業収益	営業費用 1
営業外収益	営業外費用	営業外収益 2	営業外費用
特別利益	特別損失	特別利益	特別損失 3

影響の大きい項目

- 1 営業費用において、みなし償却の廃止に伴う減価償却費の増加
- 2 営業外収益において、1の減価償却費増加に伴う国庫補助金等の収益化による増加
- 3 特別損失において退職給付引当金の義務化に伴う費用計上による増加(初年度)

② 貸借対照表

移行前		移行後	
【資産の部】	【負債の部】	【資産の部】	【負債の部】
固定資産	固定負債 企業債 (資本費平準化債)	固定資産 1	固定負債 企業債 (資本費平準化債) (建設事業債) 退職給付引当金
	流動負債 未払金		流動負債 未払金 2
流動資産	【資本の部】	流動資産	資本金 自己資本金 企業債 (建設事業債) 剰余金 資本剰余金
	剰余金 資本剰余金 利益剰余金(欠損)金		【資本の部】 資本金 自己資本金 3 剰余金 資本剰余金 利益剰余金

影響の大きい項目

- 1 みなし償却制度の廃止に伴い過去に遡って減価償却費を計算することによる固定資産の減少
- 2 企業債(建設事業債)を資本から負債へ移動すること及び、退職給付引当金等を計上することに伴う負債の増加
- 3 企業債(建設事業債)及び資本剰余金の大部分を資本から負債へ移動することに伴う資本の減少